令和7年度

町有財産一般競争入札売払

募集案内書

(物件番号1 南津軽郡大鰐町大字長峰字下川原 7-3)

大 鰐 町 企画観光課管財係

は じ め に

- 大鰐町では、次の町有財産を一般競争入札により売却します。
- この一般競争入札は、申込者の価格競争により、町があらかじめ定めた最低売却価格以上 の最も高い金額で申込みした方に売却するものです。
- 一般競争入札への参加を希望する方は、この「募集案内書」をお読みの上、参加してくだ さい。

売却物件一覧表

物件 番号	所在地	地目	面積 (㎡)	最低売却価格 (円)	備考
1	南津軽郡大鰐町大字 長峰字下川原 7-3	宅地	308. 75	2, 286, 954	旧町営住宅跡地

※物件の内容については、物件調書等を参照してください。

申込みから所有権移転まで

1 現地確認

購入希望者は、必ず入札前に現地の確認をしてください。 なお、現地見学会については実施しませんので各自現地に赴いてください。

2 申込受付

大鰐町企画観光課管財係へ郵送又は持参により、受付期間内に申込みしてください。

受付期間:令和7年7月14日(月)~令和7年8月8日(金)

土曜、日曜、祝日を除く (郵送の場合は、受付最終日必着とする)

受付時間:午前8時15分から午後5時まで

※上記の受付期間中に申込みがない場合や入札が不調に終わった場合は、次月以降に 再募集いたします。

3 入札・開札

入札・開札日時等については、申込者に別途通知いたします。

4 契約の締結

落札者は、落札決定の日から7日以内に町との間で契約書を取り交わします。

5 売買代金の支払

売買代金の支払は、契約締結日から30日以内となります。 なお、期限日が休日の場合、納付期限はその前平日までとします。

6 所有権の移転等

登記手続は町が行いますが、登録免許税等を負担していただきます。 登録免許税は、登記申請時に納付してください。

1 入札申込み

(1) 申込みに必要な書類

入札参加者は、次の入札関係書類を提出してください。 (個人が申込む場合)

- ①一般競争入札参加申込書兼入札保証金提出書用紙(様式1)
- ②身分証明書
- ③印鑑証明書
- ④納税証明書(直近1年分の市町村税)
- ⑤委任状(様式4)※代理人が入札する場合 (法人が申込む場合)
- ①一般競争入札参加申込書兼入札保証金提出書用紙(様式1)
- ②役員等一覧(様式2)
- ③現在事項証明書(登記簿謄本)
- ④印鑑証明書
- ⑤納税証明書(直近1年分の市町村税)
- ⑥委任状(様式4)※代理人が入札する場合
- ※申込書以外の書類については、コピーでもかまいません。
- ※各種証明書は発行後3カ月以内のものとします。

(2) 申込受付

大鰐町役場企画観光課管財係へ郵送又は持参により、受付期間内に申込みしてください。

受付期間:令和7年7月14日(月)~令和7年8月8日(金)

土曜、日曜、祝日を除く (郵送の場合は、受付最終日必着とする)

受付時間:午前8時15分から午後5時まで

※上記の受付期間中に申込みがない場合や入札が不調に終わった場合は、次月に再募 集いたします。

(3) 入札参加資格

- 一般競争入札は、次のいずれかに該当する方を除き、個人、法人を問わず参加することができます。
 - ○一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - ○市町村税の滞納がない者
 - ○次のいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過しない者及びその者 を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ・契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

- ・競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ・落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- ・地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- ・正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者
- ・これらに該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者。なお、警察当局から排除要請がある者とは、次の要件のいずれかに該当するものとして警察当局から排除要請を受けた者をいいます。
 - ・暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)であると認められるとき。
 - ・自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団 の威力を利用したと認められるとき。
 - ・暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
 - ・正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
 - ・暴力団員と交際していると認められるとき。
 - 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。

2 現 地 確 認

物件の引渡しは現状有姿により行いますので、入札参加者は、必ず入札前に現地の確認をしてください。

※現地見学会については実施しませんので各自現地に赴いてください。

3 入 札

(1) 入札日時等

入札日時等については、申込者に別途通知いたします。

(2) 入札手続

- ○入札保証金の納付
 - ・入札に参加する前に、入札保証金として入札金額の100分の5以上(円未満切

上げ)に相当する金額を、最寄りの金融機関(郵便局を除く)から、後日送付する納付書で納付してください。

なお、振込手数料は入札参加者の負担となります。

※入札保証金の額が不足する場合は、入札が無効となりますので注意してください。

※入札保証金の納付の際は、納付者の住所氏名及び納付年月日を事前に企画 観光課管財係担当者まで連絡してください。

※落札者の入札保証金は、売買契約締結後に返還又は契約保証金への充当の手続となりますが、落札者以外の方の入札保証金は、入札終了後に返還の手続を行います。なお、返還手続に10日~2週間程度の期間を要しますのでご了承ください。

○入札方法等

- ・「入札書」に必要事項を記載・押印し、「入札書提出用封筒」に入れて投函して ください。
- ・入札には、交付された入札関係書類を使用してください。
- ・入札書等の押印漏れや金額の誤記のないよう注意してください。
- ・使用印鑑は、印鑑登録されている印鑑(実印)を使用してください。
- ・入札受付期間内に到着しない入札は受付できませんので、あらかじめ余裕をもって提出してください。
- ・提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- ・落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札金額とするので、 入札書には、契約希望金額を記載してください。

(3)入札の無効

次の入札は無効とします。

- ・入札の参加資格のない者がした入札
- ・同一の入札について二以上の入札をした者の入札
- ・公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その他不正の行 為によって行なわれたと認められる入札
- ・入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい入札又は 金額を訂正した入札
- ・入札保証金の納付を要する場合において、入札保証金を納付しない者又は入札保 証金額の納付額が不足であるもののした入札
- ・入札受付締切日までに入札関係書類が到達しない入札
- ・入札関係書類に虚偽の記載がある入札
- ・最低売却価格に達しない入札
- ・その他入札条件に違反した入札

4 開 札

(1) 開札

開札日時等については、申込者に別途通知いたします。

(2) 落札者の決定

有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が町の定める最低売却価格以上で、かつ最高の価格をもって入札した者を落札者とします。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。ただし、落札となるべき入札をした者についての入札参加資格が確定していない場合には、落札者の決定を留保し、入札参加資格が確定した後に落札者を決定します。

5 契約の締結

(1) 契約の説明

落札者決定後には、落札者に対して契約手続の説明を行い、必要な書類を交付します。

(2) 契約の締結

○契約の締結期限

落札者は、落札決定の日から7日以内に、別記町有財産売買契約書により、町と売買契約を締結しなければなりません。期限までに契約を締結しない場合は、落札は効力を失い、入札保証金は町に帰属します。

○契約保証金の納付

契約を締結する際には、売買代金の100分の5以上の契約保証金をお支払いいただきます。なお、納付済の入札保証金は契約保証金に充当することができます。

○費用の負担

契約書に貼付する収入印紙など、契約の締結に関して必要な費用は、落札者の負担となります。

6 売買代金の支払等

(1) 売買代金

売買代金は、契約を締結した日から30日以内に納付しなければなりません。納付の際に、契約保証金を売買代金に充当する場合には、売買代金と契約保証金の差額を納付することになります。なお、期限までに売買代金の納付がなく、売買契約が解除となった場合は、契約保証金は町に帰属します。なお、期限日が休日の場合、納付期限はその前平日までとします。

(2) 登録免許税等

移転登記に係る登録免許税や住所証明書などの登記に要する費用は、買受者の負担となります。登録免許税は、登記申請時までに納付してください。

7 所有権の移転等

(1) 売買物件の所有権

売買物件の所有権は、売買代金及び登録免許税全額の支払が完了した時に移転するものとし、所有権が移転した時に売買物件の引渡しがなされたものとします。

(2) 所有権の移転登記

所有権の移転登記は、売買代金及び登録免許税全額の支払が完了した後、買受者から の請求により町が手続きします。

8 そ の 他

- (1)入札関係書類に記載された個人情報は、入札事務及び入札参加資格の確認(警察本部への情報提供を含む)に使用されます。また、大鰐町情報公開条例(平成11年12月大鰐町条例第24号)に基づく開示が実施されることがあります。
- (2) 契約締結したものについては、物件の所在地、数量、契約金額及び個人・法人の別をホームページ等で公表することになります。ただし、契約金額については、買主の同意が得られた場合のみ公表します。
- (3) 売買契約締結後に、売買物件に数量の不足その他隠れた瑕疵(土壌汚染・アスベスト・地中埋設物等を含む)のあることを発見しても、契約の解除、売買代金の減額、損害賠償の請求をすることはできません。ただし、消費者契約法(平成12年法律第61号)の適用を受ける場合は、土地についての隠れた瑕疵に限り物件引き渡しの日から2年間、売買代金の減額又は補修工事のみの責を負うものとします。
- (4) 建物の建築等の際には、建築基準法等の法令、町の条例等による制限や負担金等が必要となる場合がありますので、事前に関係機関に相談の上、内容の確認をお願いします。
- (5) 町有財産売買契約締結の日から10年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき、公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所その他これに類するもの、又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭

和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他のこれらに類する業の用に供すること、及び、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、又は売買物件を第三者に貸すことは禁止されます。

- (6) 売買物件の使用に当たっては、近隣住民その他第三者との間で紛争が生じないよう留意するとともに、紛争が生じた場合には、誠実に対応し、自らの責任において解決してください。
- (7) 現況有姿での引渡しとなります。物件内に残置物(電柱、電灯、ごみ集積場、廃品等を含む全ての残置物)がある場合でも売主は撤去をいたしません。
- (8) 図面等の資料と現況に差異がみられる場合には、現況を優先します。
- (9) 入札参加にあたっては、本物件における、物件の権利関係、都市計画法・建築基準法等の法令上の制限、私道負担、隣地との境界確認状況、建物および設備の現状・将来の見通し等につき十分に確認するとともに、売却条件を十分承知した上で入札参加をお願いします。なお、入札参加を検討するにあたって生じる費用は全て入札参加者の負担となります。町は一切の負担を負いません。
- (10) 買受者が購入後、本物件について開発行為を行う場合は、全て買受者の責任と負担において行うものとします。開発行為の許可等を売買の条件とすることはできません。また、開発行為の許可の可否について、売主及は一切の責任を負いません。

入 札 者 心 得 書

(競争入札の参加者の資格)

- 第 1 条 競争入札には、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者 で復権を得ない者は、参加することができない。
- 2 競争入札に参加しようとする者は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、3年以内で町長が定める期間競争入札に参加することができない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も、また同様とする。ただし、特別な理由があると認められる場合は、この限りでない。
 - (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき
 - (3) 落札者が契約(仮契約)を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
 - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき
 - (6) この項(この号を除く。)の規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

(一般競争入札参加の申出)

第 2 条 一般競争入札に参加しようとする者は、当該一般競争入札に係る公告において指 定した期日までに、前条第1項に規定する者でないことを確認できる書類及び当該公告にお いて指定した書類を添えて、契約担当者等にその旨を申し出なければならない。

(入札保証金)

- 第 3 条 入札者は、入札書提出前に、見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金を会計 管理者に納めなければならない。ただし、入札保証金の納付を免除された場合は、この限 りでない。
- 2 前項の入札保証金の納付は、国債又は地方債のほか、次に掲げる有価証券等を担保として提供することによって、これに代えることができる。
 - (1) 政府の保証のある債券
 - (2) 金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手
 - (3) 銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合 会の発行する債券(以下「金融債」という。)
 - (4) その他町長が確実と認めた担保
- 3 前項の担保の価値は、次の各号に掲げる担保について当該各号に掲げるところによる。
 - (1) 国債及び地方債政府に納むべき保証金その他の担保に充用する国債の価格に関する件(明治41年勅令第287号)の規定及びその例による金額

- (2) 政府の保証のある債券及び金融債額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の8割に相当する金額
- (3) 金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手の券面金額
- (4) その他町長が確実と認めた担保別に定める額
- 4 入札保証金(入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。以下この条において同 じ。)は、開札が終わった後に還付する。ただし、落札者に対しては、契約(仮契約)を 締結した後に還付する。
- 5 落札者は、入札保証金を契約保証金の一部又は全部に充当することができる。
- 6 落札者が契約 (仮契約) を締結しないときは、入札保証金は町に帰属する。 (入札等)
- 第 4 条 入札に参加する者は、仕様書、図面、契約書(仮契約書)案、現場等を熟覧の 上、入札しなければならない。この場合において、仕様書、図面、契約書(仮契約書) 案、現場等について疑点があるときは、関係職員の説明を求めることができる。
- 2 入札書は、封かんのうえ、入札者の氏名を表記し、公告又は通知書に示した時刻まで に、入札箱に入れなければならない。
- 3 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- 4 入札者が代理人により入札する場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。
- 5 入札者又はその代理人は、同一の入札において、他の入札者の代理人となることができない。
- 6 入札者は、契約担当者等から入札金額の内訳を記載した書面の提出又は提示を求められたときは、これに応じなければならない。

(公正な入札の確保)

- 第 4 条の2 入札に参加する者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行つてはならない。
- 2 入札に参加する者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札に参加する者 と入札する金額又は入札の意志についていかなる相談も行わず、独自に入札する金額を定 めなければならない。
- 3 入札に参加する者は、落札者の決定前に、他の入札に参加する者に対して入札する金額 を開示してはならない。

(入札の中止等)

第 4 条の3 不正の入札が行われるおそれがあると認めるときは、入札を中止し、又は入 札期日を延期するものとする。

(無効の入札)

- 第 5 条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。
 - (1) 入札の参加資格のない者がした入札
 - (2) 同一の入札について二以上の入札をした者の入札
 - (3) 公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その他不正の行為 によって行なわれたと認められる入札

- (4) 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい入札又は金額を訂正した入札
- (5) 入札保証金の納付を要する場合において、入札保証金を納付しない者又は入札保証金額の納付額が不足であるもののした入札
- (6) その他入札条件に違反した入札

(同価入札の取扱い)

第 6 条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約保証金)

- 第 7 条 落札者は、契約を締結するときまでに、契約金額の100分の5 (1件500万円を超える工事の請負契約にあっては、10分の1)以上の契約保証金を会計管理者に納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付を免除されたときは、この限りでない。
- 2 前項の契約保証金の納付は、国債又は地方債のほか、次に掲げる有価証券等を担保として提供させることによってこれに代えることができる。
 - (1) 第3条第2項第1号から第3号までに掲げる有価証券
 - (2) 銀行若しくは町長が確実と認めた金融機関の保証又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証
 - (3) その他町長が確実と認めた担保
- 3 前項第2号の担保の価値は、その保証する金額とする。
- 4 第3条第3項の規定は、契約保証金についてこれを準用する。

(契約書の取りかわし)

- 第 8 条 落札者は、落札決定の日から7日(契約の締結について議会の議決を要するもの については、議会の同意があつた旨の通知を受けた日から7日)以内に契約書(仮契約 書)を取り交わさなければならない。ただし契約(仮契約)締結延期の承認を受けたとき は、この限りでない。
- 2 落札者が前項の期限 (締結延期の承認を受けたときは、その期限) までに契約書(仮契約書)を取り交わさないときは、落札者としての地位を失うものとする。

(契約書(仮契約書)の提出部数)

第 9 条 落札者は、契約書(仮契約書)を2通(保証人をおく場合は、3通)契約担当者等 に提出しなければならない。

町有財産売買契約書(案)

売主(甲) 青森県大鰐町

買主(乙)

上記当事者間において、町有財産の売買のため、次のとおり契約を締結した。

(売買物件)

第1条 甲は、その所有する別表に掲げる町有財産(以下「売買物件」という。) を現況有 姿にて乙に売り渡し、乙は、これを買い受けた。

(売買代金)

第2条 売買代金は、金

円とする。

(契約保証金)

- 第3条 乙は、契約保証金として金 円を甲に納付した。
- 2 前項の契約保証金は、損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。
- 3 第1項の契約保証金には、利息を付さないものとする。
- 4 第1項の契約保証金は、乙が売買代金(遅延利息を含む。以下同じ。)を完納した後、 乙の請求により還付するものとする。ただし、売買代金が完納となる場合は、乙の申出に より、契約保証金を売買代金に充当することができる。
- 5 乙が第4条第1項に定める義務を履行しないときは、第1項の契約保証金は甲に帰属するものとする。

(売買代金の納付等)

- 第4条 乙は、売買代金をこの契約を締結した日から30日以内に甲の発する納入通知書により、納入期限までに甲に納付するものとする。
- 2 乙は、前項の期限までに売買代金を納付しなかった場合は、当該期限の翌日から納付した日までの日数に応じ、売買代金(既納額を控除した額)につき年2.5パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として甲に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。
- 3 乙は、第1項の期限までに売買物件の所有権の移転登記に必要な登録免許税を納付する ものとする。

(所有権の移転時期等)

- 第5条 売買物件の所有権は、乙が売買代金(遅延利息を含む。)及び登録免許税を完納した時、乙に移転するものとする。
- 2 前項の規定により売買物件の所有権が乙に移転した時、売買物件の引渡しがあったものとする。

(建物等の解体撤去費用の不請求)

第6条 乙は、甲から売買物件の引渡しを受けた後において、建物、工作物、地中埋設物等

の解体、撤去、処分等に要する費用があってもこれを甲に請求することができないものと する。

(所有権の移転登記)

第7条 売買物件の所有権の移転登記は、第5条第2項の規定による引渡しが完了した後、 乙の請求により甲が嘱託するものとする。

(契約不適合責任)

- 第8条 乙は、この契約締結後、売買物件に数量の不足その他この契約の内容に適合していない事由(土壌汚染、アスベスト、地中埋設物等を含む)があることを発見しても売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又はこの契約の解除をすることができないものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、この契約が消費者契約法(平成12年法律第61号)の適用を受ける場合は、甲は、土地についてのこの契約の内容に適合していない事由に限り売買物件引渡しの日から2年間、売買代金の減額又は補修工事のみの責めを負うものとする。 (危険負担)
- 第9条 売買物件がその所有権の移転の時から引渡しの時までに、甲の責めに帰することができない理由により滅失し、又は毀損した場合は、その滅失又は毀損による損害は、乙の負担とする。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

- 第10条 乙は、この契約の締結の日から10年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所その他これに類するもの、若しくは風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他のこれらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはならない。
- 2 乙は、売買物件を騒音、悪臭、粉塵などの近隣住民等の周囲に迷惑、悪影響を及ぼす用 に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しく は売買物件を第三者に貸してはならない。

(実地調査等)

- 第11条 甲は、乙の前条に定める公序良俗に反する使用等に関して、甲が必要と認めると きは、実地調査を行うことができる。
- 2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記簿抄本 その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、正当な理由なく、前2項に定める実地調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は 報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第12条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を 違約金として甲に支払わなければならない。

- (1) 第10条に定める義務に違反したときは、売買代金の3割に相当する額
- (2) 前条に定める義務に違反したときは、売買代金の1割に相当する額
- 2 前項の違約金は、損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。 (契約の解除)
- 第13条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。
- 2 甲は、乙(第1号から第5号までに掲げる場合にあっては、乙又はその支配人(乙が法人の場合にあっては、乙又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者))が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
- (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団の威力を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
- (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
- (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。
- 3 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。
- 4 乙は、甲が第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたと きは、その損害を賠償するものとする。

(返還金等)

- 第14条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には、利息を付さないものとする。
- 2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。
- 3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に関して支出した必要費、有益費その他 一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

- 第15条 乙は、甲が第13条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。
- 2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が減失し、又は毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、 当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第16条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第17条 甲は、第14条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第1 5条第2項又は前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売 買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第18条 この契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(近隣住民等への配慮)

- 第19条 乙は、売買物件の使用に当たっては、近隣住民その他第三者との間で紛争が生じないよう留意するとともに、紛争が生じた場合は、すべて乙の責任及び費用負担においてこれを解決しなければならない。
- 2 乙は、売買物件の使用に当たり、近隣住民及び地元関係団体等から要望等があった場合は、誠意をもって協議に応じなければならない。

(協議事項)

第20条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印し、各自その1通 を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館 5 番地 3 大鰐町長 山田 年伸

Z

別表

1 土地の表示

ź	番号	所	在	地		地	目	面	積	(m^2)
	1	南津軽郡大鰐町大字長峰字下川原 7-3				宅:	地		3 0 8	. 75

一般競争入札参加申込書兼入札保証金提出書

令和	年	H	F
77 1	平.	Н	

町有財産の売却に係る一般競争入札について次のとおり申込みをし、入札保証金として下記金額を提出します。なお、「町有財産一般競争入札売払募集案内書」に定める入札又は契約の条件等に従うこと及び入札参加資格を満たしていることを誓約します。

大鰐町長	山田 年伸	殿				
申込者	住所(所在均 (フリガナ)	也)				
	氏名(法人名	A及び代表者職氏/	名)			印
	電話番号(_	_)	
	生年月日	大・昭・平	年	月	日	
【共有名義	の場合】					
共有者	住所					
	氏名					印
	生年月日	大・昭・平	年	月	日	
申込物件						
物件番	号					
所 在	地大鰐					
入札保証	金(入札金額の	0100分の5以上)				<u>円</u>
落札となら	なかったとき、	その他返還事由を	が生じた場	易合には	、提出した	入札保証金を下記
口座に振り込	んでください。					
金融機関	名					
支店名						
預金種別	普通	・当座・その他()	口座番	号	
口座名義	(カナ)					
※入札保証	金を振り込んだ	ど際の証拠となる	書類(振込	N票原本)を添付し	てください。

役員等一覧

法人名:	7/1. r →		
14/14 .	/	•	
	1ムハロ	•	

			1	
役職名	(ふりがな) 氏名	住所	性別	生年月日
			男・女	大正・昭和・平成 年 月 日
			男・女	大正・昭和・平成 年 月 日
			男・女	大正・昭和・平成 年 月 日
			男・女	大正・昭和・平成 年 月 日
			男・女	大正・昭和・平成 年 月 日
			男・女	大正・昭和・平成 年 月 日
			男・女	大正・昭和・平成 年 月 日
			男・女	大正・昭和・平成 年 月 日
			男・女	大正・昭和・平成 年 月 日
			男・女	大正・昭和・平成 年 月 日
			男・女	大正・昭和・平成 年 月 日
			男・女	大正・昭和・平成 年 月 日

[※] 性別・年号を○で囲んでください。

[※] 現在事項証明書(登記簿謄本)を添付し、記載の全役員等について記載してください。

様式3

入 札 書

令和 年 月 日

大鰐町長 山田 年伸 殿

入札者

住 所

氏 名

入札案内書を承諾のうえ、入札します。

	億	千	百	+	万	千	百	+	_	
金額										円

物件番号

所 在 地 大鰐町大字

注意 入札金額の頭には、「¥」を記入すること。

様式4

委 任 状

令和 年 月 日

大鰐町長殿

住 所

委任者

氏 名

実印

私は、下記の者を代理人と定め、下記物件の一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

記

入札物件

物件番号	
所 在 地	大鰐町大字

住 所

受任者(代理人)

氏 名

代理人使用印

※ 委任者の実印を押印の上、印鑑証明書を添付してください。